概要版

小松島市
子ども・子育て支援事業計画

−第３期−

令和７年３月

徳島県　小松島市

1

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

少子化や人口減少、子どもを取り巻く課題の深刻化を背景に、社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境整備を目的として「第３期小松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。前回計画の進捗や社会動向を踏まえ、幼児教育・保育や地域支援事業の充実を図り、子ども中心の体制構築を進めます。

計画の位置づけと期間

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第８条に規定する「市町村行動計画」として一体的に策定しています。
- 本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「小松島市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとします。
- 本計画の推進にあたっては、市の将来ビジョンを掲げ、市民と行政が協働で地域特性をいかした新たなまちづくりに取り組むための「小松島市第６次総合計画」を最上位計画に位置づけ、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟な施策を展開します。
- 本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

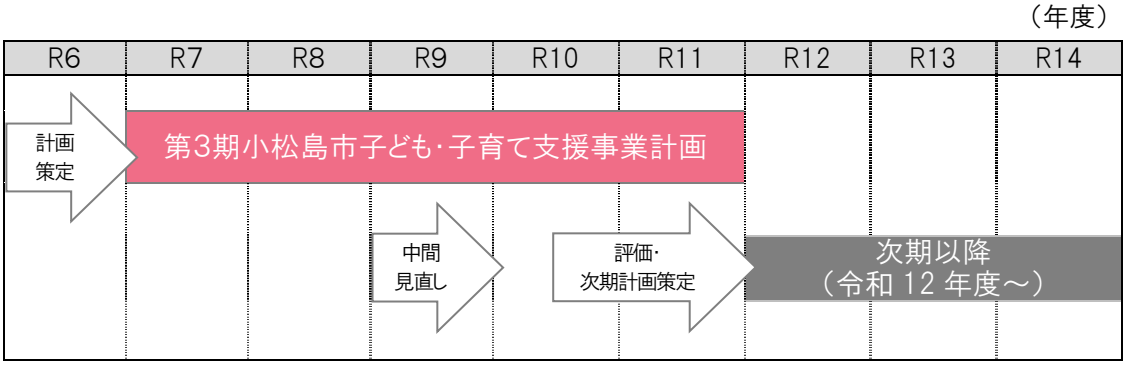

2

計画の基本的な考え方

まち全体が一体となって子どもたちを守りはぐくみ、子どもの最善の利益が保障される「こどもまんなか社会」の実現を目指し、以下の通り基本理念や基本方針を定めるとともに、基本目標を設定し、小松島市の子育てに関する取り組みを推進します。

基本理念

みんなの支え合い・助け合いで
子どもが輝く　大人が輝く　未来が輝く　こまつしま

- 基本方針 1　すべての子どもとその家庭への支援
- 基本方針 2　妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 基本方針 3　地域社会全体で子育てを支援
- 基本方針 4　安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援
- 基本方針 5　「住んでよかった」「住み続けたい」地域ぐるみの子育て支援

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4
地域における子育ての支援	子どもや母親の健康確保と健康増進	子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備	子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 5	基本目標 6
仕事・子育てが両立できる環境の整備	要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

3

具体的施策

設定した６つの基本目標ごとに、第３期計画においては以下のような取り組みを行います。

基本目標１

地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援活動のネットワーク強化や子育て世帯を支援する事業所等を支援する体制整備を推進します。

具体的な取り組み・事業

- 児童館運営事業
- 乳幼児相談・子育てポンポコくらぶ

ほか９事業

基本目標２

子どもや母親の健康確保と健康増進

安心して健やかな子どもを生み育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

具体的な取り組み・事業

- 乳児健診事業
- 産後ケア事業
- 産前産後ママサポート事業

ほか１９事業

基本目標３

子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・認定こども園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

具体的な取り組み・事業

- ブックスタート事業
- 就学援助制度

ほか４事業

基本目標４

子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるよう、子どもの居場所づくりや見守り活動の強化を通して、親子が安心して外出し、生活できる環境づくりを推進します。

具体的な取り組み・事業

- 児童遊園管理事業
- 防犯パトロール活動
- 交通安全立哨指導活動事業

ほか５事業

基本目標５

仕事・子育てが両立できる環境の整備

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

具体的な取り組み・事業

- 幼児教育・保育の無償化事業
- 仕事と生活の調和の実現
- 地域における男女の参画促進

基本目標６

要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児やそれを支える父母・きょうだい児等への支援体制整備や、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

具体的な取り組み・事業

- 要保護児童対策事業
- 特別支援教育制度
- 児童発達支援

ほか１１事業

4

子ども・子育て支援事業の量の見込み

本計画では、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

教育・保育事業の量の見込み

実績値（令和 5 年）			計画値（令和 11 年）		
教育	保育	合計	教育	保育	合計
62 人	766 人	828 人	60 人	594 人	654 人

※【教育】は主に 3 歳以上で幼児教育（主に幼稚園や認定こども園等）を希望している子どもの数

【保育】は 0 歳からの「保育の必要な事由」に該当する、保育（主に保育所認定こども園等）を希望している子どもの数

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	事業の概要		実績値（令和 5 年）	計画値（令和11 年）
利用者支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行います。	基本型	2 か所	1 か所
		母子保健型	1 か所	こども家庭センター型へ移行
		こども家庭センター型	0 か所	1 か所
		妊婦等包括相談支援事業（回）	－	270 回
延長保育事業	保育所等を利用する 0 ～ 5 歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行います。		139 人	125 人
放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。		361 人	320 人
子育て短期支援事業	保護者が、疾病等などの理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで一時的に預かり養育・保育を行います。		124 人日	95 人日

事業名	事業の概要		実績値（令和５年）	計画値（令和11年）
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、保健指導を行います。		46 人	39 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・支援等を行います。		0 人	3 人
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等へ訪問し、悩みごとへの傾聴のほか、家事・子育て等の支援を行います。		－	－
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供します。		－	－
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な情報の提供、相談や助言を行います。		－	－
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。		7,514 人回	5,985 人回
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった未就園児を、保育所等において一時的に預かり保育を行います。	幼稚園型	5,160 人日	3,351 人日
		一般型・余裕型	818 人日	720 人日
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期等の病児を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。		176 人日	134 人日
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりや送迎についてあらかじめ会員登録した「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつけます。		363 人日	377 人日
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持増進を図るため、基本的な妊婦健診の助成を行います。		251 人	207 人
産後ケア事業	出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。		219 人	187 人
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠のなかで、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できます。 ※令和８年度より本格導入		0 歳児 －	0 歳児 3人日
			1 歳児 －	1 歳児 3人日
			2 歳児 －	2 歳児 3人日

5

計画の推進体制

計画の推進に向けて

●計画の推進に向けて、子育て支援に関係する部署だけでなく、他の関係各課と連携を図り、相互で協力して取り組みます。
また、行政だけでなく家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。
●計画の進捗状況や市内施設・サービス等の情報について、広報や市のホームページ等を活用して、周知・啓発に努めます。
●各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や徳島県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

計画の評価・確認

●計画の着実な推進のため、庁内関係各課を中心とした具体的な取り組みの進捗状況についての把握に努めるとともに、「小松島市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認し、取り組みの実施状況についての点検及び評価を行います。
●各事業の量の見込みについては、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、その実施状況を、年度ごとに進捗状況を把握・管理しつつ、利用者の動向を鑑み、国・県の動向や地域の環境に適合した事業展開に活かしていくものとします。
このような点検・評価により、定期的な点検に基づく継続的な改善と、既存の体制・事業の見直しや再構築等を行います。

計画の詳細や子育て・教育関連の取り組み内容については、下記 QR コードをご確認ください！

子ども子育て
支援事業計画（本編）

子育て・教育
関連事業

※市ホームページに移動します。

発行：令和７年３月
編集：小松島市　保健福祉部　児童福祉課
〒773-8501　徳島県小松島市横須町１番１号
電話番号：0885-32-2114　ファックス：0885-32-3738